**別添３**

危害予防規程に追加すべき事項の記載例

本記載例を使用するにあっての注意点

1. 原則、所管行政庁である都道府県・市区町村等の高圧行政から危害予防規程変更届の作成に関する指導があれば、それに従い作成してください。
2. また、指導が無い場合にあっても、法令が要求している危害予防規程に定める事項を、自らの製造所等の状況を考慮し、遵守可能な対策を自ら検討し作成することが本来の作成手順となります。
3. 特段の指導が無い場合や、自ら作成することが困難な場合、会員事業者の作成の一助となることを目的に、本記載例をワードデータとして提供します。
4. また、危害予防規程に追加すべき内容の記載例は、各所管の各都道府県等から了解を得ている内容ではありませんので、変更届出受理が保証されるものではないことをご了承ください。
5. 危害予防規程変更届の鑑や、添付書類等にあっては、所管行政のホームページ等を確認のうえ、ご準備ください。
6. 赤字で記載している箇所は、各事業者の実態に合わせて記載を変更等してください。
7. 記載している内容について、自らが実践できるかどうかが重要です。黒字で記載している箇所であっても記載内容の実施が困難な場合や、事業所の実情に合わない場合などは、それぞれの実態に即して記載を変更してください。
8. 記載している地震対策や津波対策について、既に危害予防規程に定めている場合は、詳細項目に抜けている事項が無いか確認し、抜けている事項がある場合は追加規定してください。抜けが無い場合にあっては、その旨を所轄行政に報告し、届け出る必要があるか確認することが望ましい。

全ての事業所が対象

第（章番号①）大規模地震の防災・減災対策

　大規模地震に係る防災減災対策を次のとおり定める。

（章番号①）.1　　　地震に対する基本方針、緊急時の体制

事業所所在地周辺で発生が想定される主な大規模地震に関する情報を収集し、地震が発生した際は、従業員や来訪者など人命の安全確保を最優先に、高圧ガス設備を安全に停止することを基本とし、次の各事項のとおり緊急時の体制や行動基準等をあらかじめ定めておく。

(1) 地震発生時の防災組織の編成

(2) 各編成班の任務

(3) 高圧ガス施設の停止手順及び被害拡大の防止策

(4) 関係機関への通報

(5) 避難場所の選定

(6) その他必要な事項

（章番号①）.2　　　緊急措置訓練・避難訓練等

大規模地震発生時の防災体制を迅速に確保するため、上記（章番号①）.1各事項に基づく緊急措置訓練を実施する。また、避難にあっては、避難場所までの経路や誘導方法なども定めておき、従業員や来訪者の迅速な避難を促せるよう避難訓練を実施する。

なお、これらの訓練は1年に2回以上実施し、うち1回は夜間時など従業員が少ない状況を想定した訓練を実施する。

（章番号①）.3　　　事業所内避難場所での食糧・必需品の確保確認

大規模地震による建物倒壊、道路封鎖等により避難場所へ避難できない場合を想定し、事業所内の一時避難場所に食糧や日用品を一定量備蓄しておく。また、消費期限等に伴い食料等を更新する。あわせて、非常電源や燈火なども常備し、停電等の事態に備える。

（章番号①）.4　　　その他必要な教育、訓練等

（章番号①）．２に定める訓練の他、次のような訓練を実施する。

1)事業所の被災状況の関係行政等への通報訓練

2)事業所の被災状況の近隣住民等への情報周知訓練

3)地震や津波終息後における製造装置の被害状況確認訓練

4)保安に係る設備等に関する作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置

津波防災地域づくりに関する法律の対象区域にある事業所が対象

第（章番号②）章 津波浸水対策

　製造事業所稼働時に、津波に関する警報が発令された場合における対応方法を次のとおり定める。

なお（事業所名）の津波の浸水想定高さは（○mを超え○m以下）である

（章番号②）.1　　　津波に関する警報発令時の伝達方法、避難方法等

（章番号②）.1.1 　津波情報の入手方法

津波警報等の各種情報の入手手段として、テレビ、ラジオ、携帯電話、緊急速報メール、インターネット、防災放送、衛星電話、地震津波警報機等のうち、を複数の手段を確保する。

（章番号②）.1.2 　津波情報の入手方法、津波に関する情報の伝達

津波に関する警報が発令され情報を入手した場合、保安統括者（または保安監督者）は警報が発令された旨を構内放送など適切な方法により従業員や来訪者等（以下「従業員等」という）に周知する。また、事業所外の従業員等にも津波警報を発出されている旨を携帯電話等により連絡する。津波に関する情報伝達が何らかの事情で出来ないことに備え、地震発生時に外出しているものは、各々も津波情報を自ら入手するように努める。

（章番号②）.1.3　 避難場所および避難対策

　避難が必要な場合の避難場所は（○○（事業所所在地の指定避難所等を確認））とする。避難場所までの避難経路は次のとおりとする。

実態に合った経路を記載

事業所内が避難先であれば図は省略可能

避難場所

避難経路

充填所

（章番号②）.1.4　 その他の避難に関すること

　事業所長等は出勤記録や来社記録などにより事業所内の従業員等の数を把握し、全ての従業員等に対して速やかに避難すべき旨、避難場所の位置、避難経路や方向を構内放送などにより周知させる。その他避難に関し必要な事項はあらかじめ従業員に周知させる。

（章番号②）.2　　　津波に関する警報発令時の設備の運転停止等の判断基準、手順及び権限

（章番号②）.2.1 　判断基準等

　津波による浸水のおそれがある場合、（保安統括者（または、保安監督者））の権限により、設備の運転停止を指示する。ただし、津波到達まで時間がなく、停止操作をすることで避難時間が確保できないと判断した場合、または地震による火災等により設備を扱うことができず、消火対応等をすることで避難時間が確保できないと判断した場合は、停止操作を指示せず、従業員を速やかに避難させる。なお、この指示を待つ時間がない場合は従業員自らが避難の判断をしても構わない。

（章番号②）.2.2　 手順

　運転停止はあらかじめ作成している作業基準を遵守したうえ、次の手順により安全に行う。

(1) 退路の確保

(2) 設備設置場所での火災及び漏えいの有無の確認

(3) 運転の停止およびその他重要バルブ等の閉止

　① 充塡時

* LPガスポンプの停止
* 充塡中の容器のバルブ閉止、充塡ヘッドの取り外し
* 貯槽の緊急遮断弁の閉止
* 容器流出の対策

　② ローリー受け入れ、受払い時

* ガスコンプレッサーの停止
* ローリーバルブ弁閉止
* ローディングアーム（または高圧ホース）の先端弁の閉止
* ローディングアーム（または高圧ホース）の取り外し
* ローリーの避難、またはロープ等による緊縄

（章番号②）.3　　　津波防災に係る教育、訓練及び広報

　津波を伴う大規模地震の防災対策を円滑に行うため、津波防災に係る教育、訓練及び広報を実施する。なお、教育の実施に係る基本計画は保安教育計画に定めるところによるものとする。

（章番号②）.3.1　 教育、訓練内容

　津波防災に係る教育及び訓練内容は下記のとおりとする。

(1) 地震、津波に関する基礎知識について

(2) 地震、津波発生時に事業所で想定される被害について

(3) 地震、津波発生時の任務分担及び行動要領について

(4) 避難場所、避難経路について

(5) その他必要な事項について

（章番号②）.3.2 　広報方法

　必要に応じ、事業所周辺の地域住民に対して、訓練の内容、時期等について広報する。

（章番号②）.4　　設備の被害想定及び情報提供

　（注：津波浸水想定が３メートルを超える場合に限り規定する事項）

津波による製造設備、貯蔵設備等の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県等への情報提供

（章番号②）.4.1　　津波による製造設備による被害

　津波による製造設備の破損状況、ガスの漏洩の程度、周辺への被害状況をあらかじめ予測し、被害の確認方法を明確にしておく。

（章番号②）.4.2　　関係行政機関等への情報提供

　予測した被害想定について、必要に応じ、関係行政機関や近隣住民等へあらかじめ情報提供する。

（章番号②）.5　　充塡容器等流出防止対策等　（注：津波浸水想定が１メートルを超える場合、車両に固定した容器にあっては２メートルを超える場合に限り規定する事項（オートガススタンドは除く））

（章番号②）.5.1　充塡容器等流出防止対策等

１）容器置場にある充填容器等（１メートルを超える場合に規定）

　日本ＬＰガス団体協議会が定める業界指針である「Ｇ高-002液化石油ガス容器置場における容器転落・転倒及び流出防止措置指針」に則った対策を行う。

２）自らが所有する車両に固定した容器（ローリー等を所有し２メートルを超える場合に規定）

近隣の高台等の避難場所をあらかじめ確認しておき、敷地外への避難が交通事情を踏まえて可能であれば、その場所に退避させる。退避が困難であれば、事業所内の比較的津波の影響を受けにくい場所に留め、ロープ等で緊縄するなどの対策を行う。

（章番号②）.5.2　回収体制等

敷地外への容器流出が発生した際は、関係行政機関や所属する都道府県ＬＰガス協会に速やかに報告するとともに、必要に応じ、回収体制の応援要請を行う。なお応援要請先については、都道府県ＬＰガス協会を通じ災害協定に基づくＬＰガス販売事業者や、関係取引先、海上に流出した場合にあっては、地域の漁業組合や海上保安庁等に協力を要請するものとする。また、その周知にあっては、関係機関を含めたホームページや地元のマスコミ等を利用して行う。

（章番号②）.6　　　津波に関する警報発表時の保安設備の作業手順および当該設備等の機能が喪失した場合の措置等

（章番号②）.6.1 　作業手順

　緊急遮断装置や防消火設備などの保安設備については、使用方法をマニュアル化しておき、月次点検や保安教育において使用方法を定期的に確認し、津波警報が発令されたときは、これを活用して製造施設の安全確保のための措置を行う。

（章番号②）.6.2 　保安設備の機能が喪失した場合における対応策

　停電等により保安設備が機能喪失した場合、携帯用ガス検知器や懐中電灯等により可能な限り製造設備の安全確保のための代替措置を行う。

（章番号②）.7　　　津波による被害を受けた製造設備の保安確保の方法

（章番号②）.7.1 　被害状況の確認

　製造設備に係る被害状況の確認に関し、安全に活動できることを確認したのち実施する。

(1) 人命に関わる対応を最優先とする。

(2) 製造設備の被害状況、及び周辺の被害状況を（予め作成したチェックリストにより）調査する。

(3) ガス漏洩など製造設備の異常が継続している場合は、上記（章番号②）.2.2の手順に従い運転停止の措置をとる。

（章番号②）.7.2 　被害を受けた製造施設の保安確保

　被害状況を確認した後、次の手順で対応措置をとるものとする。

(1) 製造設備の全般点検を実施する。被害が確認できなかった場合も同様とする。

(2) 保安設備を含め、設備に異常があった場合は再度周辺への被害を確認するとともに、修繕が完了するまでは製造を再開しない。

(3) 製造再開後も設備に異常が生じないか定期的に巡回監視する。

(4) 海水に触れた設備は、腐食が進行しやすいため、可及的速やかに真水による水洗いを行う。

（章番号②）.7.3 休日・夜間の対応

休日・夜間に津波警報等が発令された場合は、宿日直者または規定による当番が警報解除後に（章番号②）．7.1を行い、速やかに保安係員（または保安監督者）に報告する。